

番 号	題 名		
陳情第14号	狹隘道路の解消及び後退用地の市有化に関する陳情		
提出者 住所 氏 名	大分市城崎町2丁目3番10号 公益社団法人 大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表理事 福盛 純崇		
受理年月日	令和7年12月3日	付託委員会	建設
要 旨	<p>1. 要 旨</p> <p>大分市において長年の課題である幅員4メートル未満の狹隘道路の解消に向け、国の「狭あい道路対策に関するガイドライン」に基づき、総合的な対策を積極的に推進するとともに、建築行為等により生じた道路後退用地（セットバック部分）について、建築基準法第42条第2項道路（以下、2項道路）に関しても、土地所有者から寄附の申出があった場合には市として寄附を受け入れる制度を確立していただきたい。</p> <p>2. 理 由</p> <p>（1）災害時及び日常生活における命の道の確保と佐賀関大規模火災の教訓</p> <p>本市には狹隘道路が多数残存しており、老朽木造家屋や空き家の増加と相まって、災害時の消防活動や救急搬送が著しく阻害される危険な状況にある。令和7年11月18日に佐賀関地区で発生した大規模火災では、約170棟が焼損する甚大な被害となったが、狹隘道路が障壁となり消防車両の進入や消火活動が困難であったことが被害拡大の一因として指摘されている。</p> <p>また、こうした狹隘道路は災害時のみならず、日常的な救急搬送やデイサービス・訪問介護等の福祉車両の通行をも阻害しており、高齢化が進む地域社会において、市民が安心して暮らすための大きな障害となっている。この教訓を生かし、狹隘道路の解消は市民の生命・財産、そして日々の暮らしを守るための喫緊の課題として取り組む必要がある。</p> <p>（2）全国的な取組状況と現行運用の乖離</p> <p>建物を建築する際、前面道路が4メートル未満の場合は道路中心線から2メートルの後退（セットバック）が義務づけられている。国土交通省の「狭あい道路解消のための取組に係る調査」によれば、国の狭あい道路整備等促進事業を活用している自治体のうち、約8割が後退用地の寄附受入制度を既に整備している。また、多くの自治体では寄附受納に当たり、測量や分筆登記に要する費用の一部を補助する仕組みも併せて導入している。</p> <p>しかしながら、大分市においては生活道路として広く利用されている2項道路（私道等）について、土地所有者から寄附をして管理を任せたいという意思表示があっても、市が引取りを行っていないのが現状である。</p> <p>全国の先進事例と比較しても、所有者の善意による寄附を受け入れない現状は、安全なまちづくりの大きな障害となっており、早急な是正が望まれる。</p> <p>（3）国の支援制度の活用と空き家対策との連携</p> <p>国土交通省は令和6年3月に「狭あい道路対策に関するガイドライン」を策定し、狹隘道路の解消に向けた目標設定や整備方針の明確化を求めている。また、狭あい道路整備等促進事業等の国の補助制度により、拡幅整備や情報整備に対する財政支援も強化されている。</p>		

さらに、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の附帯決議においても、空き家の除却と狭隘道路の拡幅を一体的に進めることが求められている。

については、佐賀関の大規模火災の教訓を生かし、以下の事項について早急を実施していただきたく陳情する。

### 3. 陳情項目

1. 国のガイドライン及び補助制度を最大限活用し、狭隘道路解消事業に積極的に取り組むこと。

2. 建築行為等に伴う道路後退用地（セットバック部分）について、土地所有者から寄附の申込みがあった場合は、2項道路に関しても大分市として寄附を受け入れる（市有化する）制度を構築すること。